

川崎市こども未来局社会福祉法人設立認可等審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、こども未来局が所管する社会福祉法人の設立認可及び定款変更の認可（以下「法人設立認可等」という。）の事務の公正を期するため、川崎市こども未来局社会福祉法人設立認可等事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）の第9条第2項の規定に基づき、審査委員会の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 川崎市こども未来局社会福祉法人設立認可等審査委員会（以下「委員会」という。）をこども未来局内に設置する。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、こども未来局長をもって充てる。

3 副委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 保育・幼児教育部長

(2) 児童家庭支援・虐待対策室長

(3) 保育・幼児教育部保育対策課長

(4) 保育・幼児教育部保育第1課長

(5) 保育・幼児教育部保育第2課長

(6) 保育・幼児教育部担当課長（幼児教育担当）

(7) 児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔児童福祉〕

(委員会の所掌事務)

第4条 委員会は、次の事項を所掌する。

(1) 法人設立認可に係る審査

(2) 定款変更（軽微な定款変更を除く。）に係る審査

(3) その他必要と認める事項

2 委員会は、事務取扱要綱第2条に規定する基準に照らし審査を行い、瑕疵を認めるときは、総務部監査担当課長（以下「監査担当課長」という。）に対し改善を求めるものとする。

3 委員会は、審査結果を監査担当課長に通知する。

（会議等）

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長及び副委員長がともに欠ける場合は、出席委員の合議で委員長の職務を代理する者を選出する。

4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

5 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を総務部監査担当に置く。

（委任）

第7条 この要綱に定めのあるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。